

知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

知事の資産等の公開に関する規則（平成7年岩手県規則第124号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
様式第3号（第5条関係）			様式第3号（第5条関係）		
[略]			[略]		
区 分	所得金額	基因とな った事実	区 分	所得金額	基因とな った事実
[略]			[略]		
分離 課税	[略]		[略]		
	株式等の事業・譲渡・雑所得	[略]	一般株式等の事業・譲渡・雑 所得	[略]	
	上場株式等の配当所得	[略]	上場株式等の事業・譲渡・雑 所得		
	[略]		上場株式等の利子・配当所得	[略]	
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の知事の資産等の公開に関する規則の規定は、平成29年4月1日から同月30日までの間に作成すべき政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例（平成7年岩手県条例第46号）第3条の所得等報告書から適用する。